

令和6年度地場産くるめ電力供給に関する質問と回答

質問①

契約書(案)第7条について、契約期間中に当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による基本料金および従量料金の変更が行われた場合、契約期間の途中であってもその増減の範囲内で基本料金および従量料金の変更に関する協議に応じていただけると理解いたしましたが、相違ございませんでしょうか。

相違ありません。協議に応じます。

質問②

本拠点に電気をお繋ぎするにあたり、電源の指定(再生可能エネルギー割合〇パーセント以上、等)は特にないと理解いたしましたが、相違ございませんでしょうか。

相違ありません。電源の指定は特にありません。

質問③

過去の入札結果についてHP上で見つけることが出来ませんでした。可能であれば過去3年分の入札結果を拝見したく存じます。

HPに再掲載します。ご確認ください。

質問④

これまで久留米市の案件に参加した経験から、入札保証金について、予定金額5,000万円未満の入札案件の場合、金額にかかわらず過去2年間に国及び地方公共団体との契約がある場合は免除されると認識しておりました。本件については500万円以上の契約がない場合、入札保証金は免除されないということで相違ございませんでしょうか。

当財団も、久留米市の契約事務規則に準じて契約事務を実施しております。

公告 7(1) 入札保証金 5行目の規則第7条とは、久留米市契約事務規則(以下、規則)の第7条となります。この規則(2)に準じ、過去に国及び地方公共団体との契約があり、その実績から判断して、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合は、金額にかかわらず入札保証金は免除となります。

その場合は、その実績を証明する契約書の写し等を同時にご提出ください。